

# 公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社（以下「本法人」という。）が定款、法人法及び認定法の定めるところにより、情報公開について必要な事項を定め、もって公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 本法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をするものとする。

## (利用者の責務)

第3条 この規程によって公開される資料を閲覧又は謄写する者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 本法人は、公開する情報の種類に応じて、公告、公表、資料の事務所備え置き及びインターネットの方法により必要な資料の公開を行うものとする。

## (公告)

第5条 本法人は、法令の規定及び定款に定める方法に従い、貸借対照表の公告を行うものとする。

## (公表)

第6条 本法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表は、次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

## (資料の事務所備え置き)

第7条 本法人は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対して、その閲覧又はその一部を謄写させるものとする。

## (事務所備え置きの資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は、別表に掲げる資料とする。

2 別表中、保存期間として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置

き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては、当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 本法人の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、本法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は本法人の業務時間内とする。ただし、本法人に正当な理由があるときは、閲覧希望者に対して閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 閲覧希望者から別表に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記入し、閲覧に供する。

(費用負担)

第11条 謄写を希望する者が、謄写を認める資料を本法人の機器を使って複写するときは、本法人は実費を請求することができる。その代金等は理事長が別に定める。

(インターネットによる情報公開)

第12条 本法人は、第5条から第7条の規定による情報公開のほか、インターネットによる情報公開を行う。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等については、理事長が別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経てこれを定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月28日議決)